

作成日 令和 6年12月16日

令和 7 年度 施行

介護予防ポイント推進業務委託

(高齢者支援課 介護予防係)

公示用

介護予防ポイント推進業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
人件費		300	時間		
事務費					
事務管理費					人件費×20%
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

介護予防ポイント推進事業業務委託 仕様書

1 事業目的

高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、並びに高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進することにより、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

2 事業内容

(1)	制度根拠	介護保険法第 115 条の 45 芽室町介護予防ポイント推進事業実施要綱
(2)	介護支援 ボランティア	芽室町の介護保険第1号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要
(3)	介護支援活動	芽室町長が指定するボランティア事業及び活動 <事業> ① 介護保険対象施設 ② 芽室町が委託する地域支援事業(一般介護予防事業) ③ その他 <活動> ① レクリエーション等の指導、参加支援 ② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助 ③ 喫茶などの運営補助 ④ 散歩、外出、買い物、館内移動の補助 ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露などの行事の手伝い ⑥ 話し相手 ⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー洗濯物の整理、衣類の修繕、シーツ交換など) ⑧ 地域貢献活動 ⑨ その他
(4)	活動実績の把握	ボランティアが持参する介護予防ポイント手帳に、活動受入機関が活動確認スタンプを押印。
(5)	評価ポイント の付与	介護予防ポイント手帳に押印されたスタンプの数に応じて、1スタンプ1ポイントの評価ポイントを付与。
(6)	評価ポイント 転換交付金	介護予防ポイント手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。1ポイント100円とし、交付額は年間5,000円(50ポイント)を上限とする。ポイント転換対象は、「めむろポイントカード会Mポイント」。
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、転換交付金を交付しない。

3 委託業務

管理機関としてボランティアの登録、介護予防ポイント手帳の作成交付、ボランティア評価ポイントの付与、ボランティア実施施設への活動調整、転換交付金交付の事務、事業の周知(年6回の広報誌掲載)、新規登録者への説明会開催(随時)、ボランティア登録者への研修会開催(年1回以上)など。委託業務に必要な物品は履行期間内の9月30日までに購入すること。